明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○在外選挙執行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**九八）　一
〔告　示〕
○民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一九）　三
○食事による栄養摂取量の基準の一部を改正する件（**厚生労働**三三九）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二一五六）　六
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**二一五七）　九
○肥料の登録が失効した件（**同**二一五八）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人日本学術振興会令和五事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、税理士証票無効・登録抹消関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○**総務省令第九十八号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の三第一項第一号及び第二十三条の三の二第一項並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、在外選挙執行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

在外選挙執行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（在外選挙執行規則の一部改正）

第一条　在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（在外選挙人名簿の登録の申請のときに提示する書類）	（在外選挙人名簿の登録の申請のときに提示する書類）
第五条　令第二十三条の三第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であって、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。	**第五条**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの	二　［同上］
イ　前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共	イ　前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共

改正後	改正前
的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した資格確認書、年金証書等を含む。） ［ロ　略］ ［2　略］ （在外選挙人名簿への登録の移転の申請のときに提示する書類） **第七条の四**　令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。 一　日本国の政府又は地方公共団体が交付した書類であって、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの 二　在外選挙人名簿登録移転申請者がやむを得ない理由により前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの イ　前号に定めるもののほか、日本国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した資格確認書、年金証書等を含む。） ロ　日本国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であって、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの 備考　表中の［　］の記載は注記である。	的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。） ［ロ　同上］ ［2　同上］ （在外選挙人名簿への登録の移転の申請のときに提示する書類） **第七条の四**　［同上］ 一　日本国又は地方公共団体が交付した書類であって、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの 二　［同上］ イ　前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。） ロ　日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であって、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類） **第八条**　令第十五条第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であって、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。 ［一　略］ 二　在外投票人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの イ　前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した資格確認書、年金証書等を含む。） ［ロ　略］ ［2　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類） **第八条**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ イ　前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。） ［ロ　同上］ ［2　同上］

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。